

令和 7 年大船渡市大規模林野火災等

森林災害復旧事業の
実施について

「意向調査の実施」

大船渡市
令和 7 年 9 月

はじめに（意向調査の実施について）

令和 7 年 2 月 19 日及び 26 日に発生した林野火災により、所有森林が被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、大船渡市では、国による局地激甚災害指定に伴い、国、県の補助事業を活用しながら、被災した人工林を対象に、被害木の整理や苗木の植栽、シカ防護網の設置により、森林災害復旧事業として林地の再生を実施してまいります。

つきましては、森林災害復旧事業の実施に当たり、別紙により、「被災した森林の復旧に係る意向調査」を実施しますので、ご回答をお願いいたします。

なお、次ページ以降に事業の概要などをまとめましたので、回答の参考としてください。

回答期限 令和 7 年 10 月 17 日（金）**必着**
提出先 大船渡市農林水産部農林課 林業係

日程	内容	大船渡市	森林所有者等
R7.9月	意向確認書類発送	9/16以降順次発送	受け取り・書類確認・意向検討
10月	意向確認書類〆切 10/17(金)必着	回答書類確認開始	回答 10/17(金)必着
11月	とりまとめ事務完了	審査内容の通知※1	通知書確認

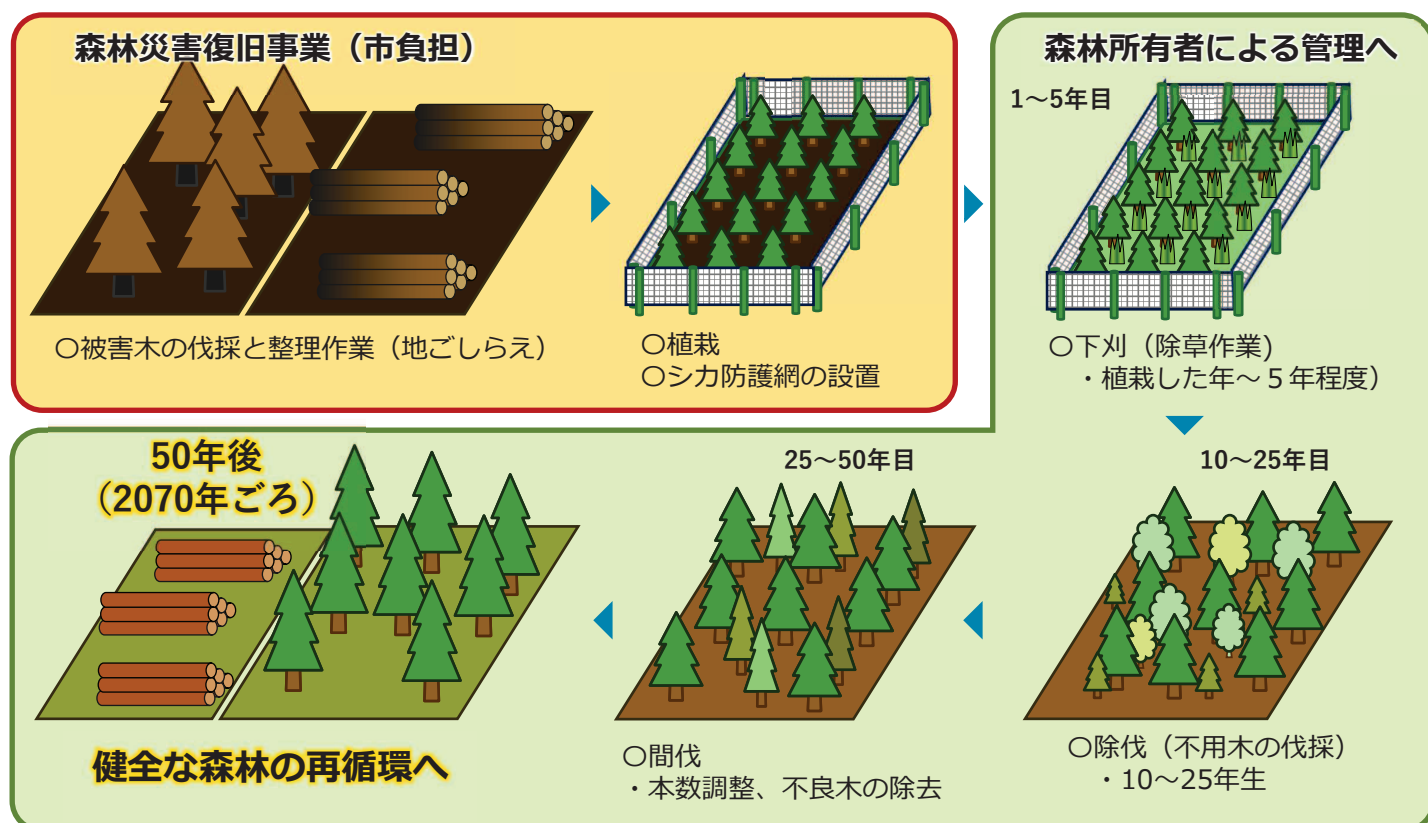
※1 森林災害復旧事業の実施を希望する旨の回答があった森林所有者等に通知します。

森林災害復旧事業について①

事業名	森林災害復旧事業
目的	令和7年2月19日及び26日に発生した林野火災で被害を受けた人工林において、被害木の整理や植栽等を実施し、森林の公益的機能の復旧回復を図ることとする。
事業主体	大船渡市
実施内容	私有林の人工林における次の森林施業 - 被害木の伐採と整理作業（地ごしらえ） - 植栽（スギ、カラマツ等の針葉樹、コナラ、ブナ等の広葉樹） - シカ防護網の設置
要件	- 人工林であること。 - 大船渡市と協定を締結すること。 - 植栽後、森林保険に10年間加入すること。 森林所有者・管理者は、下刈（除草作業）や除伐、間伐等の森林整備※1を実施し、適切に管理すること。 ※1 「自力による作業」と「森林組合や林業事業体等への委託による作業」のどちらの管理も要件の対象となります。
所有者負担	なし※2 ※2 植栽後の、森林保険の保険料や下刈（除草作業）以降の管理費用は、森林所有者の負担となります。

3

森林災害復旧事業について②



4

森林災害復旧事業について③

森林施業の種類	森林災害復旧事業	実施者	補助割合・所有者等の負担割合	補足説明
被害木の整理	○	大船渡市	負担割合0%	伐採木を森林の隣接敷地までの搬出、集積を含む
木材の運搬・売却	×	森林所有者・管理者	補助割合0% 負担割合100%	・伐採木を森林の隣接敷地から木材加工施設等へ運搬・売却 ・事前に森林所有者の意向確認 ・木材販売益から負担※1
植栽	○	大船渡市	負担割合0%	森林保険への加入は必須※2 (10年間) 保険料は森林所有者等負担
シカ防護網設置	○	大船渡市	負担割合0%	
下刈・除伐・間伐等※3	×	森林所有者・管理者	補助割合※4 国県68% 市16% 負担割合16%	例 下刈費用概算※5 haあたり年約30万円で想定 国県補助68% (20.4万円) 市補助16% (4.8万円) 所有者負担16% (4.8万円) × 5年間

- ※1 「木材販売益<運搬費用」により収支が赤字の可能性があります。
- ※2 森林災害復旧事業を実施する場合、岩手県においては、植栽後に必ず森林保険への加入が必要です。
- ※3 植栽・シカ防護網の設置後は、森林所有者等が、下刈（除草作業）や除伐、間伐等の森林整備を実施し、適切に管理する必要があります。下刈等による管理に同意できない森林は、森林災害復旧事業の対象となりません。
- ※4 補助金の事業名 国県補助金：森林整備補助金、市補助金：大船渡市森林整備推進事業補助金
- ※5 林業事業体へ委託した場合の想定経費。
下刈は、植栽した年度から5年程度のため、5年で想定。
岩手県森林整備事業標準単価表から概算を算定。森林の状況や林業事業体の間接費率によって変動するもの。

5

質問と回答①

Q

森林災害復旧事業後、森林保険に10年間加入が必須事項となっているが、もっと短期間の加入ではだめか？

A

岩手県においては、植栽後に、森林保険へ10年間加入することが、森林災害復旧事業の必須事項となっています。
そのため、**森林保険に10年間加入しない場合は、森林災害復旧事業の対象森林とはなりません。**

Q

市に被害木の整理、植栽とシカ網設置まで実施して欲しいが、下刈や除伐、間伐等の管理を行うことができない。その場合、森林災害復旧事業の対象森林となれますか？

A

森林災害復旧事業の完了後、森林の管理を実施しない場合、植栽した苗木が草で成長が進まなくなり、多くの面積で枯れてしまうなど、災害復旧の効果が期待できなくなるため、**下刈等による森林の管理ができない場合は、森林災害復旧事業の対象森林とはなりません。**

Q

今後の森林管理ができないので被害木を伐採し、売却だけしたい。
被害木の伐採のみに対する補助金はないか？

A

被害木の伐採のみに対する補助金はありません。
伐採にあたっては、別添の「大船渡市の林野火災で被災した森林の立木伐採に係る留意事項」を確認し、伐採作業については、岩手県で公表している「岩手県意欲と能力のある林業経営体」の登録事業者などに、相談してください。

6

質問と回答②

Q

被災した森林は、人工林のほかに天然林も所有しているが、天然林も森林災害復旧事業の対象となっているか？

A

天然林は、森林災害復旧事業の対象森林とはなりません。

Q

下刈や除伐、間伐等の管理を、森林事業体等へ委託せずに自力で実施することも管理となるか？

A

自力で下刈や除伐、間伐等の森林施業を実施することも、管理することになるため、**森林災害復旧事業の対象森林になります。**

また、1年目は自力で下刈を実施し、2年目以降から委託することも、管理ができていることになります。

なお、森林整備事業の補助金は、委託した場合に申請が可能です。

※ 自力作業による整備に対する支援については、大船市役所農林課林業係まで、相談してください。

問い合わせ先

- 森林災害復旧事業について
- その他（森林整備に係る全般について）

大船渡市役所

農林水産部農林課 林業係

TEL0192-27-3111（内線 内線 337・338・339・340・353）

- 森林保険について

気仙地方森林組合

本所（住田）TEL0192-46-2621

支所（大船渡市猪川町）TEL0192-26-5359